

令和6年度 第2回  
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和6年度第2回府中市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和6年9月10日（火） 午後1時30分～午後2時20分  
 2 場 所 府中市役所第二庁舎3階会議室  
 3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎本 成子	○
	佐藤 俊浩	×
	藤見 義彦	○
	永安 省三	○
	比留間 吉郎	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	小林 哲也	○
	中村 公彦	○
	金森 泰	×
	山本 純一	×
	赤松 利光	×
公益を代表する委員	西村 陸	○
	からさわ 地平	○
	松村 祐樹	○
	日野 佳昭	○
	水野 洋子	○
被用者保険等保険者を代表する委員	馬場 隆之	○
	欠 員	×

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	沼 尻 章
市民部保険年金課長	相 馬 修 央
市民部納税課長	北 村 均
市民部保険年金課長補佐	堀 宗 生
市民部納税課長補佐	國 分 大 樹
市民部保険年金課給付係長	渡 邊 信 行
市民部保険年金課保険税係長	村 田 憲 洋
市民部納税課滞納対策係長	宇 田 泰 平
市民部保険年金課事務職員	宮 崎 美 保 子

4 傍聴者 0人

令和6年度第2回府中市国民健康保険運営協議会  
(令和6年9月10日開催)

会議録(要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： 定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第2回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。  
皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

給付係長： 佐藤委員、赤松委員、金森(かなもり)委員、山本委員につきましては、本日欠席、との連絡をいただいておりますので、ご報告いたしますとともに、出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会が有効に開催されますことを申し添えます。  
それでは本日の議事について会長よろしくお願いたします

会 長： 早速ですが、議事日程に基づき、はじめたいと思います。  
はじめに、本日の会議の傍聴希望者ですが本日は、希望者はおおりませんので、早速、議事に入りたいと思います。  
それでは、日程第1の会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認及び署名をしていただくこととなります。  
指名は会議ごとに行い、その順番は慣例として委員名簿の選出区分の記載順としておりますので、第2回会議の会議録署名委員には、

- ・被保険者を代表する委員から 藤見委員
- ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員から 中村委員

・公益を代表する委員から からさわ委員  
にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員： 異議なし。

会長： ご異議がないようですので各委員に本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。続きまして、日程第2の「府中市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

本日は、市長がお見えになっています。市長よりご挨拶と諮問をいたします。高野市長お願いいたします。

市長が、挨拶・諮問を行った。

[諮問書受け渡し]

給付係長： ありがとうございます。市長と会長はお席にお戻りください。  
ここで市長は他の公務のため退席されますので、ご了承ください。

[市長退席]

会長： ただいま、高野市長より諮問書を受け取りました。  
委員の皆様にも事務局から写しを配付します。

[諮問書の写しを配付]

会長： それでは、議事を進めたいと思います。  
まず、事務局より資料の説明をお願いします。

保険年金課長補佐が、資料の説明を行った。

会長： それでは、本日の諮問内容にあわせて、ご質問や確認事項はございますか。  
なお、ご発言に当たりましては、事務局からマイクをお渡ししますので、お使いいただきますようお願いいたします。

委員： ご説明いただきありがとうございます。

令和6年度の税制改正大綱について質問いたします。

今回、府中として後期高齢者支援金分の、課税限度額を2万円引き上げるという諮問でございました。この法律に基づいていた場合、課税限度額、後期高齢者支援金分24万円というのはどういう位置づけになるのか一番高い水準という形になるという理解でよろしいのかということと、その上で法律の関係で課税限度額をこのような形で今回、諮問された理由についてご説明いただきたいと思います。

もう1件なんですけど厚労省とあと東京都の方針のもとで法定外繰入を解消していくという方針であるという説明でございました。ただ、現状なかなか経済の見通しもなかなか大変厳しい中で、物価の高騰も続いているというところなのでいうところがございますが、府中市としては国や東京都に対してこうした被保険者の現状や方針について、どういう意見を出しておられたかということをお聞かせください。

以上、お願いいたします。

会長： はい、3点順次答弁願います。

保険年金課長補佐： はい、では1点目から順次お答えさせていただきます。まず、今回の後期高齢者支援金分を24万円引き上げるというところがございますけれども、こちらがそのまま令和6年度税制大綱の中で、後期高齢者支援金分について現行の22万円から24万円に引き上げるというふうになってございますので、今委員のおっしゃっていただいたその上限額といえますか、そこまで引き上げるというものになってございます。

続きまして2点目の今回このタイミングで諮問として出させていただいた理由というところがございますけれども、やはり赤字額につきまして、なかなか減っていかないという現状がございます。元々昨年度のこちらの会議の場でも、基本的には2年に一度、保険税率は見直しをしていきたいと思います。これはご説明をさせていただいたんですけれども、今回少しでも課税限度額につきましてだけでもせめてそのタイミングではないんですけれども、引き上げを諮問として出させていただいて、少しにはなるかもしれませんがその赤字の削減というところを進めてまいりたい、というところから今回諮問

として出させていただいたところでございます。

続きまして3点目の都とか国の方に何か訴えたりしていないかというところでございますけれども、前回の時にちょっとご説明したかもしれませんが赤字となる要因のその一つとしては事業費納付金というところがございます。東京都の方に納める納付金がございます、こちらの金額について、令和4年度から令和5年度にかけては5億円増えたというところがございますので、やはりその納付金の試算の方法等について担当課長会等を通じて、見込みの考え方をもう少し変更できないかということは過去に申し上げたりしたということはございます。

また、今、国の方ではいろいろとこの国保制度について新たな検討なんかもされているっていうのは、例えば報道とかによりますと、生活保護の医療費扶助なんかも今後入ってくるかもしれないというような話なんかも出ております。

そちらについては確か全国市長会も通じて、明確に反対とか言っていたかとは思いますが。また、実際にこの赤字解消計画を進めている府中市ももちろん進めていますけれども、もっと大きく進めているという自治体のこの過去6年の状況を見てもそれでも、やはり赤字解消になっていかない。ゼロにはなっていないという現状がございます。それはやはりどうしても国保制度の構造的な課題ですね。やはり、平均年齢が高かったり、所得水準が低かったり。平均年齢が高いと結果的に医療費が高くなる可能性が高くなるというところもございますし、所得水準が低いと、なかなか税収として入ってくる金額が増えてこないという構造的なところもありますので、やはり何か今後、このままの枠組みで本当に赤字解消が進めていけるものなのかというところは、担当課長会でも議論としてあがっているところではございます。

以上でございます。

委員： ご説明いただきありがとうございます。

今回赤字の解消がなかなか進んでいかないもとの税制改正大綱に沿って限度を上げるというそうすることで説明理解いたしました。ちょっとこれは致し方ないものかなというふうには受け止めております。

また、構造的な問題がなかなか国保制度についてあるもとの、そういう市としても国や東京都に適正意見を上げているということも確認できました。

2回目の質問として、今後の課税限度額については今後医療分と介護分に

ついても今、法定限度額いっぱいの水準というそういう理解でよろしいのでしょうか。今後何か動く見通しがあるかどうかを教えてください。

以上1件お願いします。

会 長： はい、答弁をお願いします。

保険年金課長補佐： はい、今いただいたご質問ですけれども、医療分、介護分につきましては、現行の法定通りの金額となっておりますので、現状としてはこれを今回106万円に引き上げることで法定の限度額まで上がるというふうになる状況でございます。

以上でございます。

会 長： はい、答弁は終わりました。

委 員： ご説明ありがとうございました。説明理解いたしました。  
どうもありがとうございます。

会 長： はい、その他ご質問等ございますでしょうか。

委 員： はい、課税限度額以外の話題についてもいいでしょうか。

会 長： 条例の一部改正に伴っていけば。

委 員： そうです。考え方なんですけど、大体4万7千人の被保険者がいて、それで赤字の分が今回の資料33億になってますけど、28億、前回の審議資料で計算しますと7万円が年間個人の負担が増えるという単純計算になるんでしょうか。だと思っんですけど、家族が増えれば増えますから、ですから、我々もいずれは国民健康保険に入っていくわけですよ、皆さん年取ってくるとね。だからその年金生活者や、非正規労働者、フリーターですとかね無職の人もいらっしゃるわけなんですけども、その人たちに対してこの金額が令和24年度に増えていくということは、彼らにとってはとても大きな金額になります。

これをどのように国保の皆さんに周知させて納得していただくかというそ

ういうプロセスはどのようなふうな予定になっているのか、ということと、それからあとは僕個人的なあれですけど、やっぱりこれから高齢者、病気が多いですから高額な医療になるのは仕方ありません。若者は病気になりませんから若者の負担が増えるということで、それはお互いに助け合うという意味でやってるわけですから、ですから国保の人だけじゃなくて我々社保に入ってる人、社保っていうかサラリーマンの方も同じように国保に入っていくわけですから、その病気の多い年寄りたちを助けるためにお金を余分に出すということはこれは不公平とかそういう問題では僕はないと思うんですよ。ですから、不公平に当たるから、その被保険者じゃない人も払わなきゃいけないから、負担を増やさなければいけないっていう議論は、僕はちょっと納得できないって、これは個人的な意見だからいいんですけど、最初の見解のように納得していただく予定をしていらっしゃるのかちょっと教えてください。

会 長： 一点、市民の周知についてお願いします。

保険年金課長補佐： 今後の保険税率の検討、あるいは見直しについての周知のプロセス等というところがございますけれども、考えられる媒体としては、今年も広報に載せたんですけども、やはり広報で今の国保の現状ですね、どういう財政運営にするというところをそれこそ毎年周知をしていくということですか、毎年7月に国民健康保険につきましてはあなたの1年間の保険税額が決まりましたよっていう納付書と決定通知をお送りしておりますのでその中に同封している「お知らせ」の中で国保財政についての状況というのは毎年お伝えしております。この辺の媒体、あるいはホームページ等を通じてこれからも都度都度、周知をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

委 員： 被保険者の皆さんは納得してらっしゃるんですね。

ちゃんと広報を受けて、ちゃんと説明を受けてらっしゃるんですね。でしたら結構。

会 長： はい、その他ご質問ご意見等ございましたら、あわせて確認事項もあれば。

委員： それではいただいた資料に基づいていくつかお聞きをしたいと思います。  
改めての質問という部分もあるかと思いますがよろしくお願いいた  
します。

まず参考資料 1 の 1 ページ目に加入率が低下をしているということであり  
ます。

表 1 についてもあと表 2 は年代別にも数字をお示しをいただいております  
けれども、この各年代において全体的に年代が偏っているということではな  
く、それぞれの年代において低下ということになっておりまして世帯でいう  
と 25%、この 5 年の間に 2.4 ポイント程度低下をしているという推移が  
見て取れるわけなんです、この辺のちょっと背景についてお伺いしたいと  
思います。それが一つ目です。

それから二つ目については、本日の資料 1 の 2 ページ目にあります税制大  
綱ですね。税制改正大綱の中で、それに基づいて課税限度額の引き上げがな  
されているということでの対応ということかと思えます。

もう一つは、これも改めてという確認なんですけれども、税制改正大綱の  
中ではもう一方でその軽減措置の拡充、これは低所得者対策ということで確  
かあったというふうに認識しておるんですが、これは既にこの令和 6 年度か  
ら反映をされていったようにも思えるんですが、この大きな二つのうちの今  
回一つは課税限度額の引き上げになっておりますけれども、もう一方の軽減  
措置の拡充という部分についての状況についてお知らせをいただければと思  
います。

それから 3 点目ですが、同じく 2 ページの 3 の後段のところになります。  
これからの取り組みの中で保健事業において、医師会との更なる連携の強化、  
SMS を活用した新たな事業の取り組み、この二つがこれからの実施、要す  
るにこういった様々な課題に対してどう取り組んでいくかの中での代表的なも  
のの中の一つだと思いますけれども、もう少し具体的にその取り組みについ  
て教えていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

会長： はい、順次 3 点についてお願いします。

保険年金課長補佐： はい、では 1 点目から順次お答えさせていただきます。

まず 1 点目の加入者の減少傾向の推移というところでございますけれども

直近5年で申し上げますとやはり影響として大きいものは二つございます。

一つは団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への加入というのが、令和5年度4年度の末ぐらいから始まっておりますので、進むことによって減少傾向というのがございます。

あともう一点といたしましては、社会保険の事業所のその人数の下限が拡大しております、令和3年度ぐらいだと思っておりますけれども、従業員数が101人まで下がって社会保険に加入できるようになったっていうのはございます。

あと今年度になりますけど今年の10月にはそれが確か51人まで下がってというふうになっておりまして、年金制度で申しあげますと、国民年金に入っていた方が、そのことで厚生年金に入れるということで年金制度としてはもちろん被保険者の方としてはすごくメリットはあるっていうふうにはなるんですけれども、国保の保険者、運営する側からすると、やはり若い方ですとか、給与収入のある方が社保の方に抜けていくっていうふうになりますので、よりその構造的な問題が拡大していくっていうような状況があります。

そのことによって減少傾向というのがあるところでございます。

2点目の税制大綱についてと言うところでございます、今委員からおっしゃっていただきましたところが、低所得者の方に向けて国民健康保険税が均等割が7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、三つの軽減区分がございます。

そのうちの5割軽減と2割軽減の区分につきまして、いくら以下の方は減額しますよっていくら以下の上限が少し上がったっていうのが、令和6年度の税制大綱でございました。

こちらの内容につきましては今年度、令和6年度の課税分から適用というふうになっているところでございますのでこちらも実施済みというふうに委員のお見込みの通りでございます。

続きまして3点目の資料1のところの3の(1)に書いてあるところで、ございます。実際にこちらの事業の内容といたしましては、令和5年度からスタートし始めているところではございますけれども、具体的に申し上げますと一つはですね保健事業の一つとして糖尿病性重症化予防事業につきまして今までですとこちらから対象の方にご案内をお送りして、ご本人からお申し込みいただくというだけであったんですけれども、その際にですね医療

機関の方にご協力をいただきまして、こちらからかかりつけの先生の方にこういう方がそういうお申し込みに来るかも、先生の方が意見書というのを書いていただく必要がございますので、こういう方が先生のところに行くかもしれませんのでよろしくお願ひしますということをあらかじめちょっとお願いをさせていただいたりですとか、その文書料につきましても令和4年度までは無償でお願いしていたんですけれども、令和5年度からは、文書料というものも若干ですけれどもお支払いをさせていただいたりってところが新たに動き始めたところとしてはございます。

また、SMSを活用した事業というところでございますけれど、こちらについても対象の方に例えば通知を送るだけではなくて、携帯番号がわかる方に対してはショートメッセージの形でこちらからプッシュ通知の形でこういう事業を申し込みませんかというところですか、あるいはその中ですね、事業によってはそのまま電子申請ができるような仕組みも入れたりして、少しでもいろんな方法を使って、保健事業についての申し込みを拡大できるような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

会 長： はい、答弁が終わりました。

委 員： はい、それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず一点目に関しては加入率低下の背景今までも何度かひよっとしたら質問されていたことかもしれませんが大きくは団塊世代の分布の中で後期高齢者への移行というのがインパクトとしては大きいということ、それからやはり国保という仕組み、要するに構造的な課題の一つなのかなということとで社保への移行、まさにこれ国が取り組むべきこの構造的な課題なのかなというふうに思いますけれども、本当にあの感想ですけどもこういった構造的な課題に対してやはり府中市の場合は一般会計からの繰入が非常に大きかった分、それを是正していくっていう間に非常にギャップが、非常に大きい分その負担という部分でも非常に市民に対しての与えるものってのは非常に大きいと思いますからそれをいかにして、本当に府中市独自の取り組みになると思いますけれども、そのインパクトをいかにして小さくしてご理解をいただきながら進めるかといったところが、府中市としての本当に大事な取り組みの一つになるかなというふうに思います。

広報については前回1回目のときにも私、申しあげましたけれども、先ほどの「国保だより」非常に内容の濃い内容で本当にこれよく読めばですね、この状況についてもよく書かれているかと思うんですけども、やはりより広く多くの方にこのご理解いただくためには、この広報の工夫というものも非常に大事になるのかなというふうに思いますので、やはり共感いただけるようにですね、ぜひ紙面作りってのは工夫をしていただきたいと思う。これは全て事実が書かれていることですが、やはりその読んでもらいたいという思いをタイトルに込めるとかっていうようなそういった工夫というのは非常に大事なことかと思えます。

おそらく分野的にはひょっとしたら、保険年金課さんのリソースからすると非常にハードルの高い課題になるかもしれませんが、ここは本当にじっくりとぜひ調査研究を続けていただきたいと思いますところかなというふうに思います。特にやはり高い保険料を払っているんだけど、健康診査だとか、先ほどの糖尿病の件もありましたけどいろんなその取り組みを工夫して進化させているわけですから、せっかくですからそういった恩恵を保険料を払われている被保険者の方にもしっかりと使い切ってもらいたいということがまた健康診査の受診率のアップにも繋がっていくかと思えますのでこういうPDCAをしっかりと研究していただきたいなというふうに感じました。

それからあとは、軽減措置の拡充につきましては、特に低所得者対策の方にこの保険料が上がっていくというそのインパクトを感じられないようにそういった低所得者の方には上がらないような工夫というのも段階的にやっただいていくということですので、その方その方の所得の状況に応じた施策を展開していただいているというふうに思いますので、今後、国の制度の中での取り組みもありつつ、また、府中市としてのこの独自の課題への対策というものも両方あって大変かと思えますけれども、ぜひ進めていただきたいと思えます。数字としてはやはり一般会計からの繰り入れの額がこの保険税の収入をはるかに上回っているという状況がありますので、やはりそのマクロの視点で見たときに、将来的にこの負担が次の世代の市民の皆さんに行かないような段階的に、先ほど今回の限度額の引き上げに関しては本当に全体の赤字額からすると小さなものだというふうにおっしゃいましたけれども、おそらくでもその小さなその積み重ねということで市民の方が対象者の方にそのギャップを感じさせないように行くということも本当に大事だと思います。コツコツとやっていくということが大事ではないかなというふうに思

いますので、そういった取り組みについてもぜひよろしくお願ひしたいと思  
います。意見も含めて申しあげました。

ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。他に質問はございませんでしょうか。

よろしいですかね。

そうしましたら、本日のご意見を取りまとめさせていただきまして、市長  
への答申案を私と事務局で作成のうえ、次回の運営協議会でご提示し、皆様  
のご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： ではそのように進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、日程第2の「府中市国民健康保険税条例の一部改正について」  
は次回、第3回の運営協議会で答申案をご提示することといたします。

続きまして、日程第3の「その他」についてを議題といたします。事務局よ  
り何かございますか。

給付係長が、事務連絡を行った。

会 長： 他に何かご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これをもちま  
して、令和6年度第2回府中市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。  
議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でし  
た。